

# 幼児教育・保育の無償化が10月からスタートします

## 対象の子ども

### 3～5歳児（小学校に入学する前の3年間） および住民税非課税世帯の0～2歳児

・今年度（4月2日以降）3歳になった児童は、翌年度の4月から無償化の対象になります。

例えば、現在3歳（2016年（平成28年）7月1日生まれ）の子どもは、2020年（令和2年）4月から保育料が無償化されます。

※幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化になります。

## 対象費用

### 幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料（保育料）

・上記施設の利用料（保育料）は全て無償化されます。

・主食費（ごはんやパン）、副食費（おかず・おやつ代）などの食材料費、通園送迎費、行事費等の実費負担分は無償化の対象外です。

※年収360万円未満相当の世帯の子供たちと、全ての第3子以降の子供たちについては、食材料費の副食費分が免除されます。

※各施設によって、実費負担の内容は異なります。

## 手続き

### 手続きなし

・幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料（保育料）は手続きの必要がありません。

### 手続きあり

・幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等に係る利用料（保育料）は、別途申請が必要になります。

詳しくは施設を通じてお知らせします。

対象	保育サービス	無償化の範囲	手続き
共働き家庭	幼稚園、保育所、 認定こども園	全て無償 ※ただし食材料費等の実費負担有り	なし
ひとり親で働いている家庭 などの 3歳～5歳児 (保育の必要性に該当)	幼稚園の預かり保育	幼稚園の利用に加え 月額1.13万円まで無償	<u>あり</u>
	認可外保育施設、 一時預かり事業など	月額3.7万円まで無償	<u>あり</u>

対象	保育サービス	無償化の範囲	手続き
専業主婦（夫）家庭 などの 3歳～5歳児 (保育の必要性に該当なし)	幼稚園、 認定こども園（幼稚園時間）	全て無償 ※ただし食材料費等の実費負担有り	なし
	幼稚園の預かり保育 認可外保育施設、 一時預かり事業など	<b>無償化の対象外</b>	

住民税非課税世帯については、0～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となります。

#### 【お問い合わせ先】

日高町役場 子育て福祉課 子育て支援グループ 電話 01456-2-6183  
日高総合支所 地域住民課 福祉・保険グループ 電話 01457-6-3173

## 消費税率の引き上げに伴う上・下水道料金等の改定について

令和元年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられることから、上・下水道料金について改定を行うこととなりました。これにより、新しい料金表は次のとおりとなります。

なお、経過措置により令和元年10月1日より前から継続して使用していた場合、水道・下水道共に10月使用分（10月24～31日検針）までは消費税率8%が適用されます。

門別地区水道料金	用途口径別		水道料金（1箇月につき）			
			基本水量	基本料金	超過水量	超過料金 1 m <sup>3</sup> につき
地区水道料金	家事用	口径13mm	8 m <sup>3</sup> まで	2,200円	9 m <sup>3</sup> から	241円
		口径20mm		2,265円		
		口径25mm		2,276円		
		口径30mm		2,398円		
		口径40mm		2,496円		
	家事用外	口径13mm	10 m <sup>3</sup> まで	3,124円	11 m <sup>3</sup> から	241円
		口径20mm		3,190円		
		口径25mm		3,520円		
		口径30mm		4,455円		
		口径40mm		5,368円		
口径50mm		9,328円				
営農用	口径13mm	30 m <sup>3</sup> まで	8,051円	31 m <sup>3</sup> から100 m <sup>3</sup> まで	154円	
	口径20mm		8,118円	101 m <sup>3</sup> から	131円	
	口径25mm		8,129円			
	口径30mm	100 m <sup>3</sup> まで	27,851円	101 m <sup>3</sup> から300 m <sup>3</sup> まで	198円	
	口径40mm		27,950円			
	口径50mm		30,040円			
	口径75mm		30,095円			
	口径75mm		30,095円			301 m <sup>3</sup> から
臨時用		1 m <sup>3</sup> から			461円	

日高地区の簡易水道料金	用途別	水道料金（1箇月につき）			
		基本水量	基本料金	超過水量	超過料金 1 m <sup>3</sup> につき
	一般用	8 m <sup>3</sup> まで	2,016円	9 m <sup>3</sup> から	184円
	営業用	15 m <sup>3</sup> まで	4,338円	16 m <sup>3</sup> から	306円
	団体用	15 m <sup>3</sup> まで	4,338円	16 m <sup>3</sup> から615 m <sup>3</sup> まで	306円
				616 m <sup>3</sup> から	469円
	浴場営業用	100 m <sup>3</sup> まで	9,269円	101 m <sup>3</sup> から	91円
	工業用	50 m <sup>3</sup> まで	14,819円	51 m <sup>3</sup> から	306円
	臨時用	1 m <sup>3</sup> から			672円

下（日高・門別地区共通）水道使用料	種別	下水道使用料（1箇月につき）				適用
		基本汚水量	基本料金	超過汚水量	超過料金 1 m <sup>3</sup> につき	
	一般の汚水	8 m <sup>3</sup> まで	1,517円	9 m <sup>3</sup> から	223円	家庭用井戸汚水については、2人までを8 m <sup>3</sup> とし、1人増すごとに4 m <sup>3</sup> を加える。
	公衆浴場の汚水	100 m <sup>3</sup> まで	3,960円	101 m <sup>3</sup> から	39円	

### 【お問い合わせ先】

水・くらしサービスセンター 電話 01456-2-1334  
 日高総合支所 地域経済課 電話 01457-6-2024

■ 上・下水道料金のほか、門別国保病院・富川国保診療所・日高国保診療所における使用料及び手数料（文書料等）、1月未満の道路・河川占用料等について、消費税率引き上げ相当分を転嫁した料金に改定されます。

詳しくは、各担当にお問い合わせください。  
 皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。